

○名古屋大学情報連携推進本部全学メールサービス利用内規

(平成 22 年 6 月 24 日 内規)

改正 平成 25 年 12 月 26 日 内規 令和 2 年 4 月 1 日 名大内規

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学情報連携推進本部情報基盤サービス利用内規（平成 22 年 6 月 24 日情報連携統括本部会議制定。以下「情報基盤サービス利用内規」という。）第 2 条の規定に基づく名古屋大学情報連携推進本部（以下「推進本部」という。）が提供する電子メールの発信・受信サービス（以下「全学メールサービス」という。）の利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(利用の資格)

第 2 条 全学メールサービスを利用できる者は、名古屋大学における名古屋大学 ID に関する取扱規程（平成 19 年度規程第 43 号。以下「規程」という。）第 2 条第 1 項（第 4 号を除く。）の規定に基づき名古屋大学 ID を付与された者とする。

(利用の申請及び承認)

第 3 条 全学メールサービスの利用を希望する者は、別に定める書式により推進本部長に利用の申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 推進本部長は、前項の申請を適当と認めるときは、これを承認する。

(利用者の責務)

第 4 条 前条第 2 項により全学メールサービスの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、全学メールサービスの利用に当たり、規程及び情報基盤サービス利用内規を遵守しなければならない。

(利用の制限等)

第 5 条 推進本部長は、利用者がこの内規又はこの内規に基づく定め違反したと認められる場合は、一定期間当該利用者の全学メールサービスの利用を制限し、又は停止することができる。

2 推進本部長は、前項により全学メールサービスの利用を停止したときは、推進本部会議に報告しなければならない。

(雑則)

第 6 条 この内規に定めるもののほか、全学メールサービスの利用に関し必要な事項は、推進本部会議の議を経て、別に定める。

附 則

この内規は、平成 22 年 6 月 24 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 12 月 26 日 内規)

この内規は、平成 25 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(令和2年4月1日 名大内規)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。